

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため  
**労働時間相談・支援コーナー**  
を設置しました。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、  
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊿ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊿ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊿ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊿ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいと思うけど、  
どうすればいいんだろう？

いろいろ相談してみたいけど、  
どこに相談すればいいんだろう…

うちの会社の  
労働時間制度は  
このままで  
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは  
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



労働基準監督署の労働時間相談・支援班がご説明、関係機関にお取り次ぎいたします。  
担当は（ ）です。

佐賀労働基準監督署 ☎0952-32-7133

武雄労働基準監督署 ☎0954-22-2165

唐津労働基準監督署 ☎0955-73-2179

伊万里労働基準監督署 ☎0955-23-4155

窓口相談、電話相談どちらでも受け付けています。また、個別訪問や出前講座についても、お気軽にご相談下さい。

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。

## 佐賀県働き方改革推進支援センターのご案内

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、非正規雇用労働者の処遇改善、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

お問い合わせやご相談は

☎ 0120-610-464

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

メール [h-kaikaku@sr-saga.com](mailto:h-kaikaku@sr-saga.com)



## 時間外労働等改善助成金のご案内

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を強力サポート！

### 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることを支援します。

### 勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル(※)」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組みを支援します。  
※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

### 職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

お問い合わせは

佐賀労働局雇用環境・均等室

☎ 0952-32-7218

◆このほか、人手不足・人材育成などに関する助成金もあります。

詳しくは佐賀労働局雇用環境・均等室、お近くのハローワークまでお問い合わせ下さい。

## ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

スマートフォン  
タブレットでも



◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。  
(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



## 労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう労働条件」

スマートフォン  
タブレットでも

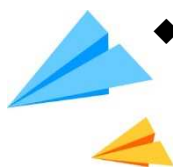


◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。  
(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## 「働き方・休み方改善ポータルサイト」

スマートフォン  
タブレットでも



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。  
(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

